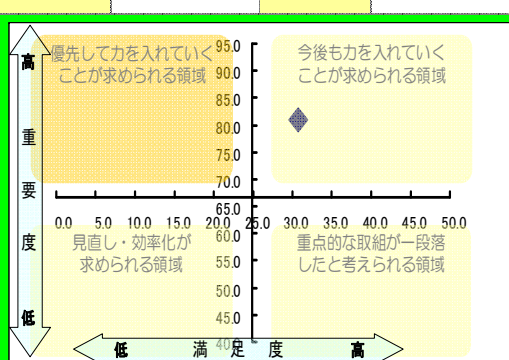


施策カルテ

1 施策の位置付け

						担当課	環境保全課
総合計画 政策の柱	市民の快適な暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	取組の 基本方向	「脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する」ため、市民の環境を守る意識を高め、行動につなげるための「環境保全行動の推進」、温室効果ガスの排出を抑制するための「地球温暖化対策の推進」、限りある資源の有効利用を図るための「ごみの発生抑制、減量化、資源化の推進(3Rの推進)」, 廃棄物処理における環境負荷を最小限に抑えるための「廃棄物の適正処理の推進」、公害などの快適な生活を阻害する要因を未然に取り除くための「良好な生活環境の確保」に、重点的に取り組みます。	政策目標 (基本施策目標)	市民、事業者、行政が一体となって脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会をつくっています。

2 施策の現状と達成状況、課題の抽出

①施策名	良好な生活環境の確保						H19:基準	H20	H21	H22	H23	H24:目標	達成率 (%)					
	④ 施策の達成状況																	
②施策目標	大気や水の汚染、騒音など、公害のない良好な生活環境が確保されています。						指標① (総合計画に基づく指標)	-----	3.5	3.3	3.1	2.9	2.7	81.8%				
③施策を 取巻く環境	国・県等の動向	光化学オキシダントや河川のBOD等環境基準が未達成のものがあるとともに、法令改正に対応した施策・事業の展開が求められている。国においては、平成17年6月に大気汚染防止法を改正し、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染を防止するため、その原因物質である揮発性有機化合物(VOC)の排出規制を行っている。また、平成22年には、大気汚染防止法、水質汚濁防止法が改正され、ばい煙や排出水の測定結果の改ざん等に対する罰則に関する規定や事業者による自主的な測定に係る取組が強化される予定である。					指標②	-----	3.5	3.3			-----					
	外部意見 その他	平成20年8月、宇都宮市環境審議会において、光化学オキシダントや自動車騒音の対策としての渋滞緩和策については市単独で行うには限界があることから、国・県と連携した施策の推進が必要であると指摘されている。					指標③	-----					-----					
							指標④ (特記事項)								-----			
⑤ 市民意識調査結果		市民の 施策満足度	30.7%	市民の 施策重要度	80.9%	⑥ 施策の評価		達成度 (単年度目標)		●	達成している (90%以上)	概ね達成 (70%~90%未満)	達成していない (70%未満)	説明	工場・事業所数に対する公害苦情件数の割合は目標に向けて達成している。	⑦ 現状分析と課題の抽出 (③⑤⑥を踏まえた分析)	成果が見られる点	目標を定め、計画的に環境監視や立入検査を実施するなど活動指標は達成している。また、着実に各事業を進めることにより施策指標についても目標に向けて達成している。
				必要性・緊急性 (住民・社会ニーズ)	●	増加している	横ばい	減少している	説明	市民意識調査における施策重要度について、全91項目のうち第10位と、引き続き高い状況であり、良好で安全な生活環境の確保のため、取組の維持が必要である。	改善の必要な点	光化学オキシダントや河川のBODなど、依然、環境基準等が未達成のものがあることから、大気や水などの生活環境を保全し、環境基準等を達成するため、監視体制や発生源対策の充実などの施策・事業を総合的かつ計画的に進めるとともに、宇都宮市環境協定締結の維持・拡大や環境情報システムの整備を推進する必要がある。						
				適切性 (適切な事務事業の選択、実施)	●	十分である	●	不十分な事業が一部ある	説明	ほとんどの事業で目標値を達成しており、着実に事業を進めている。なお、宇都宮市環境協定については、協定締結の維持・拡大を図るとともに、環境情報システムについては、迅速な情報検索システムを構築し、市民・事業者への情報提供や的確な指導を行う必要がある。								
				有効性 (政策目標への効果)	●	十分である		やや不十分である	説明	「良好な生活環境の確保」のため、各事業を進めることにより、「環境にやさしい社会づくり」を推進している。								

3 今後の取組方針

⑧取組の 考え方	総論	「良好な生活環境の確保」を推進するため、環境基準等の達成状況を踏まえた上で、宇都宮市生活環境保全推進計画に基づき国や県との連携を図りながら、光化学オキシダントやPM2.5などの大気や河川水質の監視を強化するとともに、より一層の発生源対策を進めるなど、スクラップアンドビルドを徹底した効率的・効果的な監視を実施する。また、計画の横断的な取組である宇都宮市環境協定の維持・拡大や環境情報システムの構築を図っていく。	⑨政策評価 会議意見	<ul style="list-style-type: none"> ・「良好な生活環境の確保」を図るため、環境基準等の達成状況を踏まえた上で、環境監視体制や発生源対策の充実など「宇都宮市生活環境保全推進計画」に基づき、国や県と連携を図りながら、各種施策事業を総合的かつ計画的に推進すること。更に、計画の横断的な取組である宇都宮市環境協定の維持・拡大を図るため、事業者支援策を充実するとともに、市民・事業者への情報提供や的確な指導を図るため環境情報システムの構築を進めること。 ・重点事業として、光化学オキシダントについて、調査地点を増やし監視の充実を図るとともに、揮発性有機化合物(VOC)排出工場・事業場について、適正管理のために、法規制のかからない工場・事業場へも管理意識の啓発を進めること。また、大気汚染防止法や水質汚濁防止法改正の動向に呼応し、自主測定に関するガイドラインの策定を検討し、事業者への的確・確実な指導を図ること。更に、宇都宮市環境協定については、継続的な事業者支援策について検討した上で、締結の維持・拡大を図るとともに、環境情報システムについては、環境関連法令に基づく届出内容を電子管理化し、市民・事業者への迅速な情報提供や事業者に対する的確・確実な指導を実施すること。 ・なお、環境調査について、法改正等の国・県の動向を踏まえながら効率的・効果的な監視手法等を検討すること。
	重点事業	光化学オキシダントについて、調査地点を増やし監視の充実を図るとともに、揮発性有機化合物(VOC)排出工場・事業場について、VOC排出施設適正管理のために、法規制がかからない工場・事業場へも管理意識の啓発を進めていく。また、大気汚染防止法や水質汚濁防止法改正の動向に呼応し、自主測定に関するガイドラインの策定を検討する。さらに、宇都宮市環境協定については、継続的な事業者支援策について検討し、締結の維持・拡大を図るとともに、環境情報システムについては、環境関連法令に基づく届出内容を電子管理化し、市民・事業者への迅速な情報提供や事業者に対する的確・確実な指導を推進していく。		
	見直し事業	—		

様式 2

4 施策を構成する事務事業一覧

No.	事業名	対象者	開始年度	活動指標等	H20	H21	H20	H21	重点度(A~C)	事業の方向性	施策目標を達成するための取組方針
					目標値	目標値	事業費	事業費			
					実績値	実績値	(千円)	(千円)			
1	大気汚染常時監視システム	市民	S46	調査地点数	9	9	14,796	13,646	A	拡大	大気に係る環境基準の達成状況を把握するために、継続的に大気汚染常時監視を実施していくとともに、光化学オキシダントについて、調査地点を増やし監視の充実を図っていく。
	9				9						
2	大気汚染発生源調査	事業者	S43	立入検査数	7	27	127	142	A	拡大	揮発性有機化合物（VOC）排出施設適正管理のために、法規制がかからない工場・事業場へも管理意識を啓発していくとともに、自主測定に関するガイドラインの策定を検討する。
	7				27						
3	水質汚濁発生源調査	事業者	S49	立入検査数	113	110	67	75	A	拡大	有害物質に係る管理基準遵守のために、使用工場・事業場に対する指導を徹底していくとともに、自主測定に関するガイドラインの策定を検討する。
	133				114						
4	宇都宮市環境協定の推進	事業者	H19	締結事業者数	56	56	0	0	A	拡大	事業者の自主的・積極的な取組を推進するために、継続的な事業者支援策について検討し、宇都宮市環境協定締結の維持・拡大を図っていく。
	35				34						
5	環境情報システムの構築、情報提供の推進	市民 事業者	H20	情報提供分野数	0	0	0	0	A	拡大	工場・事業場に関する市民・事業者への情報提供や事業者に対する迅速・的確な指導を推進するために、環境関連法令に基づく届出内容の電子管理化を図っていく。
	0				0						
6	大気汚染物質測定機器購入	市民	S46	整備機器数（更新）	3	5	2,427	6,120	B	継続	大気に係る環境基準の達成状況を把握するために、環境基準等の達成状況を踏まえ、効率的・効果的な測定機器整備を図っていく。
	3				5						
7	大気汚染物質測定機器維持管理	市民	S46	大気汚染常時監視局数	9	9	5,798	6,094	B	継続	大気に係る環境基準の達成状況を把握するために、環境基準等の達成状況を踏まえた効率的・効果的な測定機器維持管理を図っていく。
	9				9						
8	大気汚染調査の実施（有害大気汚染物質調査）	市民	H9	調査地点数	2	3	3,011	3,465	B	継続	有害大気汚染物質に係る環境基準の達成状況を把握するために、継続的に監視を実施していく。
	2				3						
9	河川・地下水調査	市民	S49	調査地点数	72	73	3,321	4,578	B	継続	河川や地下水に係る環境基準の達成状況を把握するために、法定により環境基準項目が増えたことから、適切に監視を実施していく。
	72				73						
10	騒音・振動調査	市民	S57	調査地点数	28	31	2,426	2,448	B	継続	騒音に係る環境基準等の達成状況を把握するために、自動車騒音や航空機騒音について、継続的に監視を実施していく。
	28				31						
11	ダイオキシン類等調査	市民 事業者	H10	調査地点数	50	46	5,649	4,144	B	継続	ダイオキシン類排出施設適正管理のために、排出工場・事業場に対する指導を実施していく。
	50				46						
12	大気アスベスト監視	市民	H18	調査地点数	7	7	525	574	C	継続	大気中のアスベスト濃度を把握するために、継続的に監視を実施していく。
	7				7						
施策事業費合計							22,632	26,849			